

附属書 A

金融サービス

適用範囲及び定義

1 この附属書は、金融サービスの提供に影響を及ぼす措置について適用する。この附属書において金融サービスの提供というときは、協定第五十八条6^(o)に規定するサービスの提供をいう。

2^(a) この附属書の適用上、

(i) 「金融サービス」とは、金融の性質を有するすべてのサービスであって締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、すべての保険及び保険関連のサービス並びにすべての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

(A) 保険及び保険関連のサービス

(AA) 元受保険（共同して行う保険を含む。）

- (aa) 生命保険
- (bb) 生命保険以外の保険
- (BB) 再保険及び再々保険
- (CC) 保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）
- (DD) 保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）
- (B) 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）
 - (AA) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ
 - (BB) すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）
 - (CC) ファイナンス・リース
 - (DD) すべての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）
 - (EE) 保証

- (FF) 自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他いずれの方法で行われるかを問わない。）
 - (aa) 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）
 - (bb) 外国為替
 - (cc) 派生商品（先物及びオプションを含む。）
 - (dd) 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）
 - (ee) 譲渡可能な有価証券
 - (ff) その他譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）
- (GG) すべての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）
- (HH) 資金媒介業
- (II) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

- (JJ) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証券を含む。）のための決済及び清算のサービス
- (KK) 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェア
- (LL) (AA)から(KK)までに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）
- (ii) 「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し又は提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。
- (iii) 「公的機関」とは、次のものをいう。
 - (A) 締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し若しくは支配する機関であって主として政府の機能の逐行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

- (B) 中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行しているときに限る。
- (iv) 協定第五十八条6(q)に規定する「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動を含む。
 - (A) 中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動
 - (B) 社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動
 - (C) 公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動
- (b) 締約国が自国の金融サービス提供者に対し(a)(iv)(B)又は(a)(iv)(C)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、協定第五十八条6(q)に定める「サービス」には、当該活動を含む。
- (c) 協定第五十八条6(r)の規定は、この附属書の対象となるサービスについては適用しない。

国内規制

1 協定第七章の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。当該措置については、同章の規定に適合しない場合には、同章の規定に基づき当該締約国の約束又は義務を回避するための手段としてこれを用いてはならない。

2 協定第七章のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は所有権的性格を有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

承認

1 締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、信用秩序の維持のための国際規制機関又は第三国の措置を承認することができる。その承認は、措置の調和その他の方法により可能となるが、当該国際規制機関又は第三国との協定若しくは取決めに基づいて又は一方的にこれを行うことができる。

2 1に規定する協定又は取決めの当事者である締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、他方の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され並びに、適当な場合には、当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。締約国は、承認を一方的に与える場合には、他方の締約国に対し、そのような状況が存在するかどうかについて意見を表明するための機会を十分に与える。

紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融サービスの問題に関する紛争のために協定第四百四十三条に基づいて設置される仲裁裁判所は、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門的知識を有するものとしなければならない。

新たな金融サービス

1 一方の締約国は、新たな金融サービスであって他方の締約国の領域内で当該他方の締約国による規制の

下にあるものを当該一方の締約国の領域内で提供することを求める当該他方の締約国のサービス提供者による申請に対し、妥当な考慮を払う。申請が認められた場合には、新たな金融サービスは、無差別に提供されることを前提として、当該一方の締約国の関連する免許条件並びに制度上の及び法的形態に係る要件に従う。

2 1の規定の適用上、「新たな金融サービス」とは、既存の及び新たな商品若しくはサービスに関連するサービス又は当該商品若しくはサービスが提供される態様であつて、一方の締約国の領域内では提供されていないが他方の締約国の領域内では提供されているものをいう。

約束表の修正

両締約国は、いずれか一方の締約国の書面による要請に基づき、金融サービスの貿易に関する約束表における約束の修正又は撤回について協議する。その協議は、当該要請が行われた日の後三箇月以内に行う。両締約国は、当該協議において、附属書 C に定める従前の約束表において与えられた水準よりもサービスの貿易にとって不利とならない互恵的な約束の一般的水準を維持することを確保するよう努める。

附属書 B

電気通信サービス

適用範囲及び定義

- 1 この附属書は、特定の約束を行った電気通信サービスに影響を及ぼす措置について適用する。
- 2 この附属書の適用上、
 - (a) 「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。
 - (b) 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。
 - (c) 「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(d) 「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスに係る設備をいう。

(i) 単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(e) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において価格及び供給に関する参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

(i) 不可欠な設備の管理

(ii) 当該市場における自己の地位の利用

(f) 「電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者」とは、次のものをいう。

(i) 日本国については、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条に規定する第一種電気通信事業者

(ii) シンガポールについては、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する事業者

(g) 「電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者」とは、次のものをいう。

(i) 日本国については、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十二條及び第二十七條に規定する第二種電気通信事業者

(ii) シンガポールについては、電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する事業者

競争条件の確保のためのセーフガード

電気通信における反競争的行為の防止

1 各締約国は、単独又は共同で主要なサービス提供者であるサービス提供者が反競争的行為を行い又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。

セーフガード

2 1の反競争的行為には、特に次の行為を含む。

(a) 反競争的な内部相互補助を行うこと又は不当な競争を生ぜしめるような態様でサービスの価格を決定すること。

(b) 電気通信サービスを提供するに当たり、不当な差別を行うこと。

- (c) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。
- (d) 他のサービス提供者に対し、不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって当該他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他のサービス提供者が適時に利用できるようにしないこと。

非対称規制

- 3 各締約国は、自国の法令に従って、公正な競争を促進するために必要とされる規制の適当な水準を決定することができる。

免許基準の公の利用可能性

- 1 免許が必要とされる場合においては、各締約国は、次の(a)及び(b)の事項を公に利用可能なものとする。
 - (a) すべての免許基準及び免許申請に係る決定を行うため通常必要とされる期間
 - (b) 個別の免許の条件
- 2 各締約国は、要請に応じ、免許を拒否した理由を申請者に通知する。

相互接続

確保すべき相互接続

1 各締約国は、自国の法令に定める程度までは、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者との電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者又は電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者との間の相互接続を確保する。

主要なサービス提供者との相互接続

2 各締約国は、主要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。相互接続とは、次のものをいう。

(a) 主要なサービス提供者が差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質により提供するもの

(b) 主要なサービス提供者が当該主要なサービス提供者と相互接続するサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払をする必要がないように十分に細分化し（注）並びに透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技

術上の基準及び仕様を含む。)及び料金(原価に照らして定められるもの)に基づいて適時に提供するもの

注 「十分に細分化」された伝送網の構成部分又は設備には、細分化された加入者回線(回線の共用を含む。)を含む。

(c) 主要なサービス提供者が、請求に応じ、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供するもの

3 各締約国は、主要なサービス提供者が、主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するために、物理的に設置可能で、かつ、実質的若しくは実行的に設置可能な他の場所が存在しない場合には、主要なサービス提供者と相互接続する他のサービス提供者に対し、(a)主要なサービス提供者の建物(注1)内に相互接続に不可欠な他のサービス提供者の設備を設置すること又は(b)主要なサービス提供者の建物(注1)内に若しくはとっ道(注2)、管路若しくは電柱において相互接続に不可欠な他のサービス提供者の回線設備を設置することを認めることを確保する。

注1 相互接続地点を擁する通信用の建物

注2 地下ケーブルを收容し及び保護し並びにマンホールを接続するために設置される地下通信設備

認可された接続約款による相互接続

4 各締約国は、主要なサービス提供者が、適切な規制当局の認可を受けるため、接続約款の申請を行うことを確保する。接続約款は、に掲げる原則に合致しなければならず、かつ、主要なサービス提供者が他のサービス提供者と相互接続する際の料金及び条件に関する記述を含む。接続約款には、少なくとも次の事項を含む。

- (a) 相互接続に関連するサービスの一覧及び内容、当該サービスの提供条件、運営上の及び技術上の条件並びに接続の請求等を行う場合の手續又は手順
- (b) 相互接続に関連するすべてのサービスごとの原価に照らした料金の一覧。主要なサービス提供者は、実行可能な場合には、経済上の将来増分費用に基づき確立された算定方式を使用することが要求される。
- (c) 相互接続の請求の日から接続が開始される日までの標準的期間であって、明確に定められ及び妥当な

もの

(d) 提出される相互接続に関する協定の有効期間を定めるときは、その期間

5 2から4までの規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

相互接続に関する交渉のための手続の公の利用可能性

6 各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとする
ことを確保する。

相互接続に関する取決めの透明性

7 各締約国は、主要なサービス提供者が、相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なもの
であることを確保する。

相互接続に関する紛争解決

主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者は、相互接続の適当と認められる条件
及び料金があらかじめ設定されていない場合には、これらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、
次のいずれかの時期に、独立した国内機関（に定める規制機関を含む。）に申し立てることができるものと

する。

(a) 随時

(b) 公に周知された合理的な期間の経過後

ユニバーサル・サービス

各締約国は、当該締約国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。この義務の内容は、反競争的とはみなされない。ただし、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、当該締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するため必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

独立の規制機関

規制機関は、いかなる電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わない。規制機関が行う決定及び規制機関が用いる手続は、市場のすべての参加者について公平でなければならない。

稀少な資源の分配及び利用

稀少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係るいかなる手続も、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、各締約国が政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を公に利用可能なものとすることは要求されない。

附属書 C

日本国の約束表

注釈

- 1 分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書MTN・GNS W 一二〇）及び暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部 ニュー・ヨーク、千九百九十一年）による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。
- 2 この約束表の記載は、特定の約束に係る表の記載のための指針（二十一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S/L/第九十二号）に従ったものである。当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。
- 3 この約束表に記載する(1)から(4)までの提供の様態は、それぞれ協定第五十八条6(o)(i)から(iv)までに規定

するサービスの提供に対応する。

4 「約束しない。＊」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。

5 個別の中央生産物分類番号に付された「＊＊」とは、当該中央生産物分類番号の分野のための特定の約束が当該中央生産物分類番号の分野に含まれるサービスのすべての小分野には及ばないことを表す。

6 (a) 航空旅客運送サービス、(b) 航空貨物運送サービス及び(c) 乗務員又は運転者を伴う航空機の賃貸サービスに影響を及ぼす措置は、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置であり、協定が適用されないので、この約束表には含まれない。貨物運送代理店サービスに関する約束には、航空運送サービスによる貨物運送取扱サービスを含まない。

7 協定第七章は海上運送分野の内航海運に適用されないので、内航海運は、この約束表に含まれない。

8 道路貨物運送サービスを提供することを許可されている者は、道路貨物運送サービスの特定の約束に従い、貨物の引取り、配達、仕分け、輸送及び送達の活動に従事することができる。このことに関し、次の条件が適用される。

(a) 運送事業者は、自らが提供するサービスの名称に「郵便サービス」を使用しないこと。

(b) 運送事業者は、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第五条第一項から第三項までの信書の引取り、運送、配達、仕分け、輸送及び送達に従事しないこと。

9 政府の権限の行使として提供されるサービスには協定の適用がないので、郵便サービス、郵便貯金サービス及び簡易保険サービスは、この約束表に含まれない。

第I部 各分野に共通の約束

分 野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
この約束表に掲げるすべての分野		<p>(3) 研究及び開発に係る補助金については、約束しない。</p> <p>日本国が自国の法令に従って措置をとり又は維持するに当たり、シンガポールの国民であるサービス提供者に与える待遇をシンガポ</p>	

ールの永住者であるサービス提供者に与えることにより、当該法令の実施が影響を受ける場合には、シンガポールの永住者であるサービス提供者に対して与える待遇を制限することができる。

これらの措置には、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条第三項第二号に従ってとられる措置を含む。その国籍を根拠として外国為替及び外国貿易法第二十七条第三項第二号が適用されるシンガポールの永住者であるサービス提供者については、すべての分

野におけるサービスの提供を行う前に権限のある当局への届出が必要である。

日本国が前記にいう措置をとる場合には、日本国は、シンガポールに対し当該措置の概要を事前に通報する。

外国為替及び外国貿易法に関し、日本国は、同法第二十七条第三項第二号の適用対象となる国として新たな国を追加するに当たり、シンガポールに対し事前に通報する。

(4) 研究及び開発に係る補助金については、約束しない。

(4) この(4)における各分野に共通の約束は、附属書VI第A部における特定の約束と

第 部 分野ごとに行う特定の約束

<p>分 野</p>	<p>市場アクセスに係る制限</p>	<p>内国民待遇に係る制限</p>	<p>追加的な約束</p>
<p>1 実務サービス A 自由職業サービス (注) 注 この分野において、提供の態様(1)及び(2)における「業務上の拠点」とは、サ</p>			
	<p>同様である。</p>	<p>市場アクセスに係る制限の欄に規定する分類の自然人に関する措置を除くほか、約束しない。</p>	

サービス提供者の
事務所の登録及
びサービス提供
者の駐住をい
う。

(a) 日本国の法律に
より「弁護士」と
しての資格を有す
る弁護士が提供す
る法律サービス
(八六一)

(1) サービスは、自然人が提
供しなければならない。

(2) サービスは、自然人が提
供しなければならない。
業務上の拠点が必要であ
る。

(3) サービスは、自然人が提
供しなければならない。
業務上の拠点が必要であ
る。

(4) 各分野に共通の約束にお
ける記載を除くほか、約束

(1) 制限しない。

(2) 制限しない。

(3) 各分野に共通の約束にお
ける記載を除くほか、制限
しない。

(4) 各分野に共通の約束にお
ける記載を除くほか、約束

	<p>しない。 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>しない。</p>	
<p>(a) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する相談 (八六一**) (a) 法律に関する相談には、次の事項を含まない。 (i) 裁判所その他の官公署における法律上の手続についての法的な代</p>	<p>(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (2) サービスは、自然人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (3) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>(1) サービス提供者は、一年間に一八〇日以上日本国に滞在することが必要である。 (2) サービス提供者は、一年間に一八〇日以上日本国に滞在することが必要である。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>(3) (a) 管轄地において効力を有し、又は有した国際法に関する業務は、認める。第三国の法律に関する業務は、各事案に関して、権限のある者（例えば、第三国において資格を有し、かつ、当該第三国の法律に関する業務に従事している弁護士）の書面による助言を受けることを条件として認める。日</p>

<p>(ii) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地（以下この分野において「管轄地」という。）の法律以外の法律に関する法的な意見の表明</p> <p>(iii) 公正証書の作成の嘱託についての法的な代理</p> <p>(iv) 日本国内に</p>	<p>理及びその手続についての法的な文書の作成</p> <p>しない。</p> <p>業務上の拠点が必要である。</p>
	<p>しない。</p> <p>サービス提供者は、一年間に一八〇日以上日本国に滞在することが必要である。</p>
<p>(b) 「弁護士」との共同事業は、認める。「弁護士」の雇用は、認めない。</p> <p>(c) 事業体の名称の使用については、制限しない。ただし、当該名称に「外国法事務弁護士事務所」という文言を付加しなければならぬ。</p> <p>(d) 国際仲裁における代理を認める。</p>	<p>本国の法律に関する業務は、認めない。</p>

(b) 所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を主な目的とする法律事件について
の活動
サービス提供者は、親族関係若しくは相続に関する法律事件であつてその当事者として日本国民が含まれる

もの又は日本国内に所在する不動産に関する権利若しくは工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を目的とする法律事件であつて当該目的が主たる目的ではないものについては、「弁護士」と共同し又は「弁護士」の助言を受けることを必要とする。

明瞭性のための注釈

サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならぬ。法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。

- (a) サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。
- (b) サービス提供者が管轄地において少なくとも三年間弁護士としての職務に従事したこと。
- (c) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。
- (d) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。
- (e) サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。
- (f) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。

<p>(a) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス (八六一一九、八六一〇一、八六一三、八六一九)</p>	<p>(1) サービスは、自然人又は特許業務法人（注）が提供しなければならない。 注 日本国の法律による特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、</p>	<p>(1) 制限しない。</p>	
---	--	-------------------	--

かつ、当該特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によつて構成されるものをいう。

業務上の抛点が必要である。

(2) サービスは、自然人又は特許業務法人（注）が提供しなければならない。

注 日本国の法律による特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、かつ、当該特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二

(2) 制限しない。

人以上の社員によって
構成されるものをい
う。

業務上の拠点が必要であ
る。

(3) サービスは、自然人又は
特許業務法人（注）が提供
しなければならない。

注 日本国の法律による
特許業務法人とは、日
本国の法律により「弁
理士」としての資格を
有する弁理士であり、
かつ、当該特許業務法
人の業務を執行する権
利及び義務を有する二
人以上の社員によって
構成されるものをい
う。

(3) 各分野に共通の約束にお
ける記載を除くほか、制限
しない。

<p>(b) 日本国の法律により「公認会計</p>	<p>(a) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス (八六一**)</p>	
<p>(1) サービスは、自然人又は監査法人(注)が提供しない。</p>	<p>(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (2) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (3) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>